

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		児童手当の増額改定
根 拠 法 令 及 び 条 項		児童手当法第9条
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども給付課給付係
審 査 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	増額改定 児童手当の受給者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合（出生、養子縁組等）、受給者がその改定後の額について認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 改定の審査基準については、「児童手当の支給要件」、及び「児童手当の額」の基準に拠る。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(令和6年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	約1か月
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)